令和４年度群馬県臨床調査個人票電子化等推進事業補助金の

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告について

１　提出書類

（１）別紙様式第５号　仕入控除税額報告書（ワードファイル）

（２）別紙概要（エクセルファイル）※該当する様式に入力してご提出ください。

（３）記載内容を確認するための書類

　　・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

　　・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

　　・特定収入がある場合は仕入控除税額計算表（写し）

２　提出方法

【電子メールの場合】

　nanbyo-taisaku@pref.gunma.lg.jp

※件名を「(医療機関名)/令和４年度臨床調査個人票電子化等推進事業補助金に係る仕入控除税額報告について」としてください。

【書面郵送の場合】

　〒371-8570

群馬県前橋市大手町1－1－1　群馬県庁舎14階

感染症・がん疾病対策課　難病対策係

※可能な限り電子メールでの報告にご協力ください。

３　提出期限　令和６年１月３１日（水）

４　仕入控除税額（返還額）の計算方法

（１）返還額がない場合

　・消費税の申告をしていない。

・簡易課税方式により申告している。

・特定収入割合が5％を超えている。（社会医療法人以外の医療法人を除く）

・補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において「非課税売上のみに要するもの」として申告している。

・補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている。

※返還額がない場合でも報告は必要です。

（２）返還額がある場合

　・課税売上割合が95％以上の法人等の場合

　　補助金額×10／110＝返還額

　・課税売上割合が95％未満の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

　　ＡとＢの合計額

Ａ　課税売上のみに要する補助対象経費に使用された補助金

　　　　　補助金額×10／110＝返還額

Ｂ　課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

　　　　　補助金額×10／110×課税売上割合＝返還額

　・課税売上割合が95％未満の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

　　補助金額×10／110×課税売上割合＝返還額

５　注意事項

・補助対象経費に課税仕入と非課税仕入が混在する場合、補助対象経費に含まれる課税仕入と非課税仕入の割合により補助額を案分し、課税仕入に係る補助金のみ計算の対象とすること。ただし、消費税の申告又は補助金の実績報告において補助金の使途を明確にしている場合には、課税仕入に使用した補助金のみ計算の対象とすること。

・簡易課税方式により消費税を申告している場合や特定収入割合が5％を超える場合など、返還額がない場合であっても報告を行うこと。

・返還額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わずに計算し（ただし、消費税の申告において課税売上割合を端数処理した場合にはその割合を用いる。）、また、算出された返還額は円未満を切り捨てること。

６　返還額の整理

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | | | | | 返還 |
| １　免税事業者 | | | | | | なし |
| ２　納税義務者 | （１）簡易課税 | | | | | なし |
| （２）実績控除 | ア　公益法人等（社会医療法人を含む）で特定収入割合が5％超の場合 | | | | なし |
| イ　ア以外の場合 | （ア）課税売上割合が95%  未満 | A　一括比例配分方式 | | あり |
| B　個別対応方式 | a　補助金の対象経費が課税売上に要する課税仕入 | あり |
| b　補助金の対象経費が非課税売上に要する課税仕入 | なし |
| c　補助金の対象経費が課税売上と非課税売上に共通に要する課税仕入 | あり |
| イ　課税売上割合が95%以上 | | | あり |

７　仕入控除税額（返還額）の返還

報告された仕入控除税額（返還額）については、後日納付書（請求書）を送付しますので、金融機関窓口等で返還金を納付願います。